平成２４年（フ）第１４３６５号
東京都台東区浅草２丁目29―５―405
破産者　井上　京子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３９１号
東京都八王子市子安町２丁目２―２―１―D
破産者　鈴木　昭一
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２９号
東京都板橋区東山町28―７―102
破産者　寺澤真由美
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３０号
神奈川県横浜市旭区二俣川２丁目８―23―203
破産者　山本　絹江
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５１号
東京都大田区大森東５丁目36―１―101
破産者　二ツ神由勝
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６３号
東京都品川区荏原７丁目12―５―A203
破産者　北井　克幸
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８０号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目25―２―307
破産者　吉田みき子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４号
滋賀県甲賀市信楽町神山1673番地
破産者　大原建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
広島県福山市駅家町大字中島1176番地の３
破産者　大幸株式会社
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２４号
茨城県下妻市半谷505番地の10
破産者　株式会社大島工業
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３９５号
埼玉県熊谷市玉井1840番地
破産者　始留興業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２２２８号
神奈川県横浜市緑区北八朔町1988―66
破産者　矢野　俊昭
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４８号
東京都八王子市子安町３丁目16番７号コーポラス明光101号
破産者　岡本　圭介
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４０号
岐阜県本巣市曽井中島26番地８
破産者　長田　貞夫
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２号
岐阜県瑞穂市稲里354番地
破産者　有限会社ＴＳリフォーム企画
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３９１号
岐阜市須賀３丁目５番７号
破産者　セントラル・リザーブこと　赤堀　幸郎
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９２号
宮崎県西都市大字三宅204番地３
破産者　合資会社福井水道工業
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１５号
佐賀県西松浦郡有田町西部丁906―５　渕上哲男方、商業登記簿上の本店所在地佐賀県西松浦郡有田町南原甲212番地１
破産者　橋口建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０６号
富山県高岡市木津261番地１　レオパレスみらい203号、申立時の住所富山県砺波市杉木2606番地　レオパレス　カスティージョ203号室
破産者　柳　　一樹
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９７号
栃木県栃木市樋ノ口町503番地
破産者　株式会社山本技研
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２６１８号
札幌市中央区南５条西７丁目９番１号
破産者　株式会社ユウキコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部